公立大学法人埼玉県立大学建設工事請負一般競争入札執行要綱

 （趣旨）

第１条 この要綱は、公立大学法人埼玉県立大学が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

 （参加資格）

第２条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めると　　おりとする。

（１）公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程（以下「契約取扱規程」という。）第３条の規定に該当しない者であること。

（２）埼玉県財務規則（昭和３９年埼玉県規則第１８号。以下「財務規則」という。）第９１条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

（４）埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されてい　　　る者であること。

（５）開札日から１年７月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３第１項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。ただし、当該入札に係る建設工事の請負代金額が建築一式工事にあっては１，５００万円未満、それ以外の工事にあっては５００万円未満の場合はこの限りでない。

（６）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基　　　づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

（７）予定価格２億円以上の工事にあっては、公告日から落札決定までの期間に、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を２回以上受けていない者であること。

（８）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入　　　札参加除外等の措置を受けていない者であること。

（９）直近の２か年度において、埼玉県発注工事のうち対象業種に係る工事成績点数の各年度の平均が極めて低い者でないこと。

（10）健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者（様式第５号）であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者（様式第６号）は、この限りでない。

（11）対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

２ 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定め　ることができるものとする。

（１）対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分

（２）対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値

（３）対象工事に対応する業種の資格者名簿における資格審査数値

（４）建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地

（５）一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

（６）当該工事に配置予定の技術者

（７）その他理事長が必要と認める事項

 （公告内容等の決定）

第３条 理事長は、業者選定委員会（以下「資格委員会」という。）に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

 （入札の公告）

第４条 公告は、公立大学法人埼玉県立大学ホームページに掲載するものとする。

 （参加資格の有無の確認申請）

第５条 入札に参加を希望する単体企業及び経常建設工事共同企業体（以下「単体等」という。）　並びに特定建設工事共同企業体（以下「入札参加希望者」という。）は、参加資格の有無並び　に入札保証金及び契約保証金の取扱いを確認するため、所定の期限までに一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）、一般競争入札参加資格等確認資料（単体等にあっては様式第２号。特定建設工事共同企業体にあっては様式第３号。以下「確認資料」という。）、その他必要な資料を持参又は書留郵便など送達過程が記録される方法により提出するものとする。

２ 契約取扱規程第８条第１項第２号及び第38条第１項第３号に基づき入札保証金及び契約保証金の納付の減免を認める場合にあって、減免を希望する者は、該当建設工事の請負契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写し（単体等にあってはその単体等が、また、特定建設工事共同企業体にあってはその代表構成員となる者が、単体等又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。）を確認資料に添付しなければならない。

 （参加資格の有無の確認）

第６条　理事長は、入札参加希望者から確認申請書が提出されたときは、参加資格の有無及び参加資格がないと認めた場合の理由並びに入札保証金及び契約保証金の取扱いについて、確認するものとする。

２ 理事長は、前項の確認結果を、確認申請書を提出した入札参加希望者に、ＦＡＸ等により通知するものとする。

３　前項の通知で参加資格がないとされた者が、その理由に不服があるときは、埼玉県建設工事　の入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領（平成２２年４月１日施行）を準用し、これに基づき、説明を求めることができる。

 （設計図書等）

第７条 入札に参加するために必要となる設計図面、工事仕様書（金抜き設計書）、特記仕様書、　その他入札金額の見積に必要な図書は、公立大学法人埼玉県立大学ホームページに掲載する。

２ 入札参加希望者からの質問及びその回答は、公立大学法人埼玉県立大学ホームページに掲載することにより全ての入札参加希望者に周知するものとする。

 （現場説明）

第８条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

 （入札保証金）

第９条 入札保証金の納付及び減免については、契約取扱規程第８条第１項第２号に基づくものとし、規程中「契約を締結しないおそれがないと認められるとき」とは、公立大学法人埼玉県立大学会計規則第33条第２項に規定する資格を有する者で、過去において契約を誠実に履行した実績等を考慮し、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときをいう。

２ 入札保証金は、入札後、様式第４号の請求書に基づき、これを還付するものとする。ただし、　落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当する　ものとする。

３ 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された　担保を含む。）は、還付しないものとする。

 （入札金額見積内訳書）

第１０条 入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

 （入札の執行）

第１１条 入札執行者は、入札前に、参加資格があると認めた旨の確認通知書の写しを提出させること等により、入札参加者が参加資格者であることを確認するものとする。

２　参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者の入札参加は、認めないものとする。

３ 原則、１者入札であっても入札を執行する。ただし、「埼玉県一般競争入札参加条件設定ガイドライン」で示す単位地域区分が２単位地域に満たない地域要件を設定した場合での１者入札は執行できない。

　（再度入札）

第１２条　初度入札において落札者がないときは、再度入札を行うものとする。

２ 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加することができない。

1. 無効の入札をした者
2. 最低制限価格の１００／１１０未満の価格の入札をした者。

３　再度入札に参加することができる者がないときは、再度入札を行わないものとする。

４ 再度入札は３回まで行うことができる。

 （不落時の取扱い）

第１３条 再度入札によっても、予定価格の１００／１１０の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格の１００／１１０以上の価格の入札がないとき）は、日時を改めて公告をして、一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

２ 前項ただし書の規定による随意契約の相手方とすることができる者は、再度入札に参加した　者とする。この場合、再度入札において無効の入札をした者は、随意契約の相手方とすることができない。

 （入札の辞退）

第１４条　参加資格者は、参加資格の確認後であっても、入札を辞退することができるものとする。

２　前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について､不利益な取扱いを行わない。

　（入札書の書換え等の禁止）

第１５条　入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

　（入札の取りやめ等）

第１６条　理事長は、公立大学法人埼玉県立大学建設工事請負等競争入札参加者心得（以下「心得」という。）第２条又は第３条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。

２　天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、　又は取りやめることができる。

 （入札の無効）

第１７条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（１）入札に参加する資格のない者がした入札

（２）所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率に　　　よる額に達しない者がした入札

（３）郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

（４）不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

（５）談合その他不正行為があったと認められる入札

（６）虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

（７）入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

（８）次に掲げる入札をした者がした入札

　　　ア　入札者の押印のないもの

 　 　イ　記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

 　 　ウ　押印された印影が明らかでないもの

 　　エ　記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

 　　オ　代理人で委任状を提出しない者がしたもの

 　　カ　他人の代理を兼ねた者がしたもの

 　　キ　２以上の入札書を提出した者がしたもの、又は２以上の者の代理をした者がしたもの

（９）前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

　（落札者の決定）

第１８条　入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の範囲内で、最低制限価格の１００／１１０以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者）を落札者とする。ただし、総合評価方式を適用した場合は、総合評価方式に係る入札説明書による。

２　理事長は、落札者が免税事業者の場合は免税事業者届出書を徴収するものとする。ただし、共同企業体については、構成員のいずれかが免税事業者の場合はその事業者から届出書を徴収するものとする。

　（くじによる落札者の決定）

第１９条　落札者とすべき同額の入札をした者が２者以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。

 （契約保証金）

第２０条 契約保証金の納付及び減免については、契約取扱規程第38条第１項第３号に基づくものとし、規程中「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とは、公立大学法人埼玉県立大学会計規則第33条第２項に規程する資格を有する者で、過去において契約を誠実に履行した実績等を考慮し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときをいう。

２ 契約保証金は、契約上の義務の履行後、様式第４号の請求書に基づき、これを還付するもの　とする。

３ 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代　えて提供された担保を含む。）は、還付しないものとする。

　（契約の確定）

第２１条　契約は、理事長と、契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

　（その他）

第２２条　この要綱に定めがない事項は、関連諸規程の例によるものとする。

　　附　則

 この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。

　　附　則

 この要綱は、平成２６年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年８月１日から施行する。

附　則

 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

 この要綱は、２０１９年１０月１日から施行する。

附　則

 この要綱は、２０２３年４月１日から施行する。

附　則

 この要綱は、２０２５年４月１日から施行する。

様式第２号(単体企業・経常建設工事共同企業体)

一般競争入札参加資格等確認資料

 商号又は名称

１ 対象工事に対応する業種に係る業者区分（格付け）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

２ 対象工事に対応する業種に係る許可年月日及び許可番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 　　　　　年 月 日　　　　　　　許可（　　　　　）第　　　　　号 |  |

３ 建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所所在地

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

４ 入札公告に記載された施工実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事名称等 | 工事名称 |  |
| 発注機関名 |  |
| 施工場所 |  |
| 契約金額 |  |
| 工期 |  　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 受注形態等 | 単体　/　共同企業体（出資比率　　％） |
| 工事諸元等 |  |

５ 配置予定の技術者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 技術者区分 | 主任技術者／監理技術者 |  |
| 従事予定者名 |  |
| 所属会社名 |  |
| 生年月日（年齢） |  |
| 最終学歴 |  |
| 法令による免許（取得年月日）（登録番号等） |  |
| 現在の受持工事 | 工事名 |  |
| 施工場所 |  |
| 工 期 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 従事役職 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 技術者区分 | 主任技術者／監理技術者 |
| 従事予定者名 |  |
| 所属会社名 |  |
| 生年月日（年齢） |  |
| 最終学歴 |  |
| 法令による免許（取得年月日）（登録番号等） |  |
| 現在の受持工事 | 工事名 |  |
| 施工場所 |  |
| 工 期 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 従事役職 |  |

　　　※　各項目に記載した内容が確認できる資料を添付すること。

　　　（提出資料の例）

　　　　１・３　埼玉県に発行された競争入札参加資格審査結果通知書

　　　　　２　　建設業の許可について（通知）

　　　　　４　　2,500万円以上の工事　工事カルテ（完成時の工事実績情報）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 又は契約書、発注機関からの完成検査結果通知書

　　　　　　　　2,500万円未満の工事　契約書、発注機関からの完成検査結果通知書

　　　　　５　　恒常的な雇用関係を確認する為健康保険証等の写し

　　　　　　　　また、監理技術者を配置する時は、監理技術者資格者証の写し等

６　　営業所の専任技術者が確認できる書類

様式第３号（特定建設工事共同企業体）

一般競争入札参加資格等確認資料

 特定建設工事共同企業体の名称

１ 対象工事に対応する業種に係る業者区分（格付け）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 商号又は名称 | 格付け |
| 代表構成員 |  |  |
| 構　成　員 |  |  |
| 構　成　員 |  |  |

２ 対象工事に対応する業種に係る許可年月日及び許可番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 商号又は名称 | 許可年月日及び許可番号 |
|  代表構成員 |  |  　　　　年　　月　　日 　　　　　　許可（　　　　）第　　　　号 |
|  構　成　員 |  |  　　　　年　　月　　日 　　　　　　許可（　　　　）第　　　　号 |
|  構　成　員 |  |  　　　　年　　月　　日 　　　　　　許可（　　　　）第　　　　号 |

３ 建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 商号又は名称 | 所在地 |
| 代表構成員 |  |  |
| 構　成　員 |  |  |
| 構　成　員 |  |  |

４ 入札公告に記載された施工実績

|  |  |
| --- | --- |
| 代表構成員の商号又は名称 |  |
| 工事名称等 | 工事名称 |  |
| 発注機関名 |  |
| 施工場所 |  |
| 契約金額 |  |
| 工期 |  　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 受注形態等 | 単体／共同企業体(出資比率　％) |
| 工事諸元等 |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 構成員の商号又は名称 |  |
| 工事名称等 | 工事名称 |  |
| 発注機関名 |  |
| 施工場所 |  |
| 契約金額 |  |
| 工期 |  　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 受注形態等 | 単体／共同企業体(出資比率　％) |
| 工事諸元等 |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 構成員の商号又は名称 |  |
| 工事名称等 | 工事名称 |  |
| 発注機関名 |  |
| 施工場所 |  |
| 契約金額 |  |
| 工期 |  　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 受注形態等 | 単体／共同企業体(出資比率　％) |
| 工事諸元等 |  |  |

５ 配置予定の技術者

|  |  |
| --- | --- |
| 技術者区分 | 主任技術者／監理技術者／追加技術者 |
| 従事予定者名 |  |
| 所属会社名 |  |
| 生年月日（年齢） |  |
| 最終学歴 |  |
| 法令による免許（取得年月日）（登録番号等） |  |
| 現在の受持工事 | 工事名 |  |
| 施工場所 |  |
| 工 期 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 従事役職 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 技術者区分 | 主任技術者／監理技術者／追加技術者 |
| 従事予定者名 |  |
| 所属会社名 |  |
| 生年月日（年齢） |  |
| 最終学歴 |  |
| 法令による免許（取得年月日）（登録番号等） |  |
| 現在の受持工事 | 工事名 |  |
| 施工場所 |  |
| 工 期 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 従事役職 |  |

（必要に応じて表を追加して記載すること）

 　※　各項目に記載した内容が確認できる資料を添付すること。

　　　（提出資料の例）

　　　　１・３　埼玉県に発行された競争入札参加資格審査結果通知書

　　　　　２　　建設業の許可について（通知）

　　　　　４　　2,500万円以上の工事　工事カルテ（完成時の工事実績情報）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 又は契約書、発注機関からの完成検査結果通知書

　　　　　　　　2,500万円未満の工事　契約書、発注機関からの完成検査結果通知書

　　　　　５　　恒常的な雇用関係を確認する為健康保険証等の写し

　　　　　　　　また、監理技術者を配置する時は、監理技術者資格者証の写し等

６　　営業所の専任技術者が確認できる書類

様式第４号

 請求書

 年 月 日

　（あて先）

 公立大学法人埼玉県立大学

　理事長

 住所

 商号又は名称

 代表者 印

 （入札保証金 ／ 契約保証金）について、下記のとおり、還付請求いたします。

 記

 ・金 円

 ・振込先

 銀行 支店

 当座預金 ／ 普通預金

 口座番号

 （・債権者コード ）

様式第５号　(入札公告日時点で全ての社会保険等に加入している場合)

社会保険等の加入に関する誓約書

当社は下記工事の公告日において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全てに適法に加入していることを誓約します。

記

１　工事名

２ 公告日　　　　　　年　　月　　日

(あて先)　　　公立大学法人埼玉県立大学

　　　　　　　理事長

　　年　　月　　日

(標準型)入札参加者

住　　　　所

商号又は名称

代　 表　 者　　　　　　　　　　　　　　　　印

※　上の印は契約書を締結する場合に押印する印を使用すること。

様式第６号　(入札公告日時点で社会保険等の全部又は一部が適用除外の場合)

※　本誓約書において社会保険等とは健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険を、厚生年金保険とは厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険を、雇用保険とは雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険をいいます。

社会保険等の適用除外に関する誓約書

当社は下記工事の公告日において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全部又は一部※１が下記のとおり法令で適用除外になっています。

　　　　　※1　下線部分の記述は加入の状況に応じて記述を変更してください。

記

１　工事名

２ 公告日　　　　　　年　　月　　日

３　社会保険等の適用除外状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険名 | 加入・適用除外 | 下記保険の適用除外理由 |
| 健康保険 |  |  |
| 厚生年金保険 |  |  |
| 雇用保険 |  |  |

(あて先)　　　公立大学法人埼玉県立大学

　　　　　　　理事長

　　　年　　月　　日

(標準型)入札参加者

住　　　　所

商号又は名称

代　 表　 者　　　　　　　　　　　　　　　　印

※　上の印は契約書を締結する場合に押印する印を使用すること。

※　本誓約書において社会保険等とは健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険を、厚生年金保険とは厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険を、雇用保険とは雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険をいいます。

※　誓約書提出者が各保険に「法令で適用除外」に該当するかどうかを確認するときは、健康保険及び厚生年金保険については日本年金機構(年金事務所)に、雇用保険については厚生労働省(公共職業安定所)にお問合せください。